



10月は〇〇の秋なんてよく言われますが、その中でも食欲の秋！いわれは、秋が収穫期を迎える食物が多いからです。柿・栗・お米…etc. 美味しいものがそろって嬉しいものです。また、冬に備えて脂肪を増やすため食欲が増すといわれますが、飽食な現代人には肥満の原因になるかもしれませんので、特にオフィスワークの方は運動不足にご注意ください。

## ～ 軽減税率 Q&A Part2 ～

### Q1. カatalogギフトの販売に適用される税率は、どのようになりますか？

**A. 軽減税率の対象になりません。**

カatalogギフトの販売は、商品の贈答を代行すること（受贈者の選択した商品を手配するサービス）を内容とする「**役務の提供**」を行うもののため、「**飲食料品の譲渡**」に**該当せず**、軽減税率の適用対象となりません。

なお、食品のみを掲載するカatalogギフトの販売であっても、同様の理由から「役務の提供」を行うものであり、「**飲食料品の譲渡**」には該当しないため、軽減税率の適用対象となりません



### Q2. 社員食堂で提供する食事は、軽減税率の適用対象となりますか。

**A. 軽減税率の対象とはなりません。**

会社内に設けられた社員食堂で提供する食事も、食堂において社員や職員に、飲食料品を飲食させる**役務の提供**を行うものであることから、「**食事の提供**」に**該当し**、軽減税率の適用対象となりません。

### Q3. ホテル等の客室に備え付けられた冷蔵庫内の飲料を販売する場合は、軽減税率の適用対象となりますか。

**A. 軽減税率の対象となります。**

**軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備がある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供**をいいます。ホテル等の客室に備え付けられた冷蔵庫内の飲料（酒類を除く）を販売する場合は、単に飲食料品を販売するものであることから、「**飲食料品の譲渡**」に**該当し**、軽減税率の適用対象となります。

### Q4. 当社内の喫茶室を営業している事業者に依頼して、社内の会議室まで飲料を配達してもらうことがあります。この配達は、軽減税率の適用対象となりますか。

**A. 顧客の指定した場所まで単に飲料を届けるような場合、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります。**

ただし、その飲料の配達後に、**会議室内で給仕等の役務の提供が行われる場合**には、いわゆる「**ケータリング、出張料理**」に**該当し**、**軽減税率の適用対象となりません。**



### Q5. インターネットで配信する電子版の新聞は軽減税率の適用対象となりますか。

**A. インターネットを通じて配信する電子版の新聞は、「電気通信利用役務の提供」に該当し、「新聞の譲渡」に該当しないことから、軽減税率の適用対象となりません。**

また、紙の新聞と電子版の新聞をセット販売している場合には、セット販売の対価の額を軽減税率の適用対象となる「紙の新聞」の金額と、軽減税率の適用対象とならない「電子版の新聞」の金額とに区分した上で、それぞれの税率が適用されることとなります。



【消費税調査がキビしい! ?】

法人・消費税の調査件数を調べてみると、消費税調査は、5%⇒8%に税率が上がったH26.4.1以降に急増している。消費税率アップ前後は、**8万7~8千件**程度だったが、税率アップ後は**9万件台**を推移しています。追徴税額を見ても、**474億円 ⇒ 748億円**まで増加しています。税率アップにより、調査件数・追徴額の増加も関係あるのではないのでしょうか。

また、H25.1.1より、税務調査手続きの透明性を図る目的から法律が改正され、法人税・消費税の調査件数は激減したが、上記の通り、調査件数は回復しています。

近年の調査では、会費・交際費等に誤りがないか等、念入りに行われており、税率アップのみならず、軽減税率の導入などによる、消費税の間違いのいよる指摘も多くなることが予想されるため注意が必要です。



◆地方税共通納税システム

10月より、複数の自治体への納税が1度の手続きで済むようになる“地方税共通納税システム”がスタートします。地方税共通納税システムとは、全ての都道府県、市区町村へ、パソコンから電子納税ができる仕組みです。

共通システムは、①全地方公共団体へ電子納付が可能 ②電子申告と合わせて申告から納税まで一連の手順で行える ③複数の地方公共団体への一括納付により、納付事務負担の軽減 ④ダイレクト納付が可能 ⑤地方公共団体が指定する金融機関以外からも納付が可能、などの特徴があります。

共通納税システムで取り扱う税目は、稼働当初は、電子申告データと連動して、法人都道府県民税、法人事業税、地方法人特別税、法人市町村民税、事業所税、個人住民税（退職所得に係る納入申告）があり、延滞金、各種加算金、督促手数料の支払もできます。将来的には、賦課税目等の追加も検討します。電子納付を税理士等の代理人に行ってもらう代理行為も可能となり、納税の手順の簡略化が望まれます。

今月のあなたの運勢

◆血液型編◆

A型	B型	O型	AB型
諦めが早くなっています。状況、手応えがダメでも、もうちょっと粘ってみましょう。意外と驚くような結果がでるかも。	お金とモノの流れが良好になっています。自分の密かな楽しみを充実させるために使えば、後悔はなさそう。	対人関係にツキがありそう。相手の長所がよく見えるので、それをホメあげれば運気が上昇するでしょう。	視野を広げて、行ったことがない場所へ行ったり、やったことがないことにチャレンジを。視界がパッと開けるはず。



優経税理士法人

～（経済産業省認定）経営革新等支援機関です。～  
 〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48TOMOS 神楽坂 4 階  
 TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458  
 E-mail: ukz@uk-g.co.jp URL: http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽にお問い合わせください。スタッフ一同、心よりお待ちしております。